

令和8年度採用 厚真町「地域おこし協力隊・農業支援員」募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、北海道の中でも積雪量が少ない比較的温暖な気候の町です。陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

北海道内有数の米どころであり、農産物はもちろん、海の幸、山の幸など安心・安全な地元食材をたっぷりと味わうことができます。

今、厚真町では、新たな農業の担い手づくりを進め、併せて農業（農家）における労働力不足の解消を図り、農業振興と地域活性化を目指しています。

このため、農業に興味・関心があり、将来的に農業で自立を目指す方を「厚真町地域おこし協力隊・農業支援員」として募集します。農業支援員の活動を通して、農業技術や経営ノウハウなどを習得していただき、期間終了後は、農業で自立し、定住されることを期待しています。

「厚真町が求める人材」

- 新規就農を目指し、農業研修を行う人材
- 不足している農家の労働力を補完する人材
- 地域(自治会など)活動へ積極的に参加する人材

「厚真町が行う支援」

- 新規就農を目指す方への支援
 - ステップ1：農業体験機会の提供
 - ステップ2：新規就農候補者として実践機会の提供
 - ステップ3：新規就農や農業法人等への就業に向けた情報提供・相談対応、各種制度等の紹介・斡旋など

1 募集人員 3名

2 募集対象者

令和8年4月1日時点で原則として満20歳以上、満40歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。（満40歳を越えている方の応募も受け付けできる場合がありますので、問合せ先までご連絡ください。）

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）等に在住しており、委嘱後、厚真町内に生活拠点を移し、必ず居住するとともに、住民票を異動できる方
- (2) 居住することとなる集落に住み、住民と共に地域活動に取り組む意欲と実行力がある方
- (3) 農業に精通しているか、もしくは興味があり、新規就農を目指す方で、委嘱期間終了後に厚真町に定住する意欲のある方（扶養家族がいる方は家族で定住できる方）
- (4) 厚真町扱い手研修農場で1週間程度（延べ日数）の体験研修ができる方
- (5) 普通自動車免許証（A T限定不可）及び自家用車を確保している方。（令和8年4月1日時点で自家用車を確保できる方を含みます。）
- (6) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (7) 単身の方の応募も可能ですが、夫婦で就農を目指す方を優先的に採用します。

- (8) 夫婦で就農を目指す方は、夫婦で研修を受けていただきます。
- (9) 夫婦で就農を目指す方以外の夫婦、家族、その他血縁の無い仲間等で就農を目指す場合、応募は1名とします。

3 活動内容

- (1) 新規就農希望者の農業研修として位置づけます。
- (2) 研修としては、次の2パターンとなります（いずれも慣行農法の研修です）。
 - ア. 町立研修農場でのそ菜を中心としたハウス栽培及び露地栽培
 - （ハウス栽培品目：ほうれんそう、高設いちご）
 - （露地栽培品目：かぼちゃ、ブロッコリー）
- イ. 水稲・畑作等の土地利用型作物などについて各種農家の農作業を支援することで、幅広い農業経験を積んでいただきます。
- (3) 将来的に居住する集落の一員として、水源保全、環境保全、住民生活支援等の地域活動（自治会活動）に参加していただきます。
- (4) その他、地域おこしの支援（地域のお祭りやその他のイベントに参加）や、地域力の維持・強化に資するために必要な活動に参加していただきます。

4 身分・任期

- (1) 身分は「厚真町地域おこし協力隊・農業支援員設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。（雇用契約は結びません）
- (2) 委嘱日から1年間（令和8年4月から令和9年3月末までの期間を予定）
ただし、業務・活動状況などの評価を行い、その後1年単位で任期を延長することができ、最長3年間の委嘱を受けられます。

5 活動日及び時間

- (1) 1日7時間45分、週38時間45分を原則とします。
- (2) 始業・終業時刻及び休日（週2日）は、業務ローテーションにより変動します。

6 待遇・福利厚生等

- (1) 報 償 費
 - （単身で研修を受ける方）
 - ・扶養家族がいる場合 月額35万円
 - ・扶養家族がない場合 月額34万円
 - （※ 扶養家族は町内に住民票登録する扶養家族の有無で判断します）
- （夫婦で研修を受ける方）
 - ・月額34万円 + 月額7万7千円

※ 報償費等については、厚真町の令和8年度予算成立が前提となります。
今後、内容等に変更が生じる場合があります。

- (2) 福利厚生費助成 健康保険料及び年金保険料の2分の1相当額を助成
- (3) 活動費助成 予算の範囲内で助成（住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、作業道具、作業着、傷害保険料など）
- (4) 年次休暇 10日／1年
- (5) その他 雇用契約を結ばないことから、雇用保険に加入しません。
ただし、農作業にはケガ等のリスクが伴うことから傷害保険の加入を義務化しています。

7 応募手続き等

- (1) 応募要件
• 厚真町担い手研修農場での体験研修（1週間程度（延べ日数））が必須となります。
- (2) 応募締切
(3)の提出書類を郵送してください。令和7年11月7日（金）必着とします。
- (3) 提出書類
① 厚真町「地域おこし協力隊・農業支援員」応募用紙
※郵送の場合、A4（片面印刷2枚）印刷してください。
- ② 次の課題で論文執筆してください。
「厚真町で実践したいわたしの農業」（1,000文字程度）
- (4) 受付場所（問い合わせ先）
〒059-1692
北海道勇払郡厚真町京町120番地
厚真町産業経済課農業グループ
電話 0145-27-2419（直通）
Fax 0145-27-3944
E-mail:nousei@town.atsuma.lg.jp
※応募に関してご不明な点がありましたら、上記ファックス番号またはEメールアドレス宛にご連絡ください。

8 選考

- (1) 第1次選考：書類審査の上、結果を令和7年11月中旬までに応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考：第1次選考合格者を対象に厚真町において面接試験を実施。日時等は第1次審査結果通知と併せて通知します。（令和7年12月中を予定しています）
なお第2次選考のために必要な交通費等は個人負担になります。
- (3) 最終選考の結果は2次選考実施後に文書通知します。
- (4) 日程等は社会情勢等を鑑みて、前後する可能性があります。